

令和5年6月市議会建設水道委員会資料

所管事項調査に関する資料

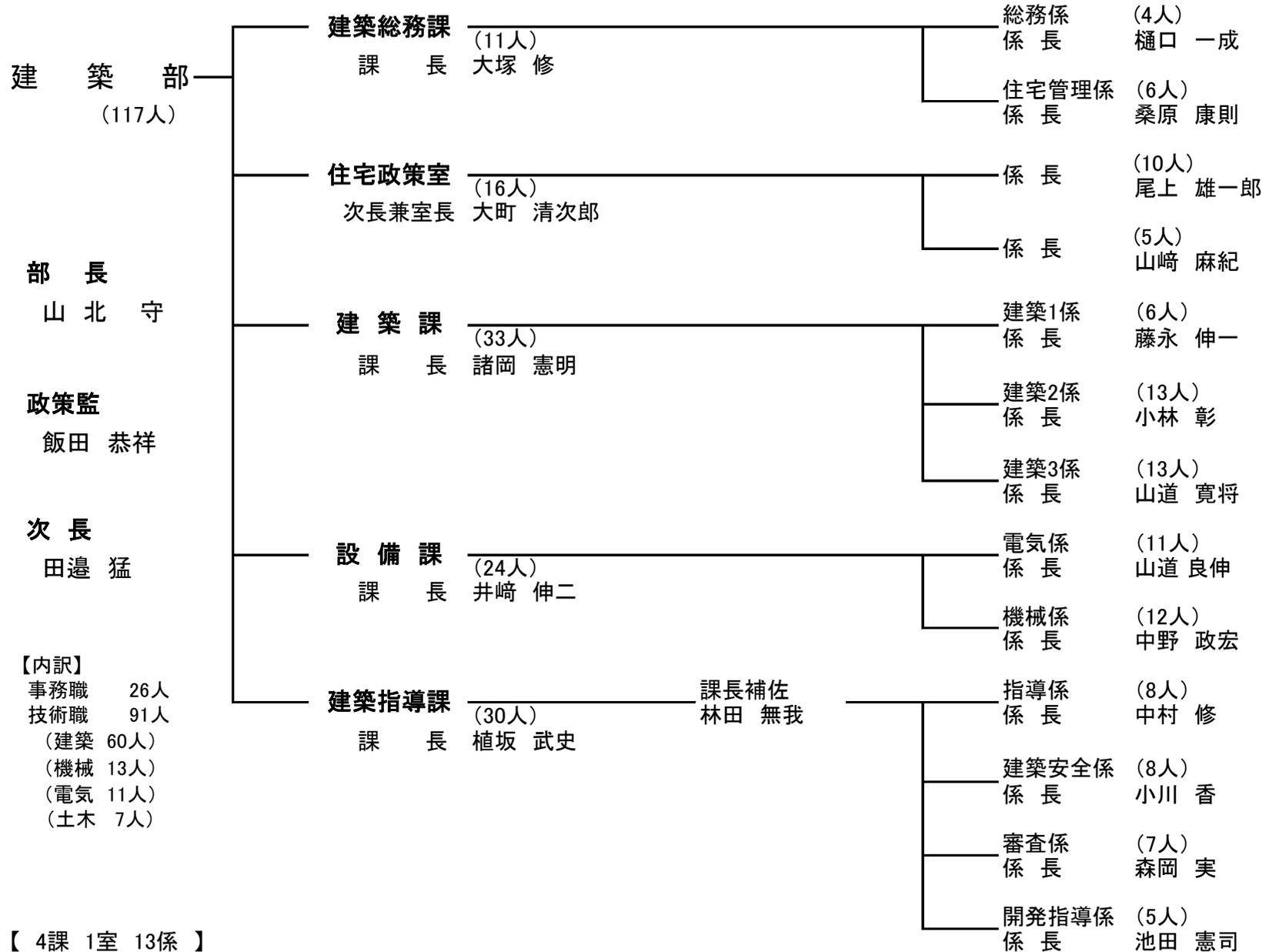
目次	ページ
1 機構表及び職員数-----	2
2 分掌事務-----	3～ 5
3 所管事務の現況等-----	6～29

建 築 部

令和5年6月

1 機構表及び職員数

令和5年4月1日現在



2 分掌事務

課 名	分 掌 事 務
建築総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 部の所管に係る予算の経理に関すること。 (4) 市営住宅の維持管理に関すること。 (5) 特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅及び借上公営住宅に関すること。 (6) 住宅審議会に関すること。 (7) 部内事務の連絡調整に関すること。
住宅政策室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅政策に関すること。 (2) 空き家等の政策に関すること。 (3) 市営住宅整備計画に関すること。 (4) サービス付き高齢者向け住宅及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関すること。
建 築 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管の建築工事の設計及び施行に関すること。 (2) 建築物及び工作物の技術的評価に関すること。
設 備 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築設備工事の設計及び施行に関すること。 (2) 電気工作物及び電気設備の保安に関すること。 (3) 建築設備の技術的評価に関すること。

課 名	分 掌 事 務
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認、検査、許可等に関する事。 (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく宅地等の開発行為の規制等に関する事。 (3) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成等に係る指導、許可等に関する事。 (4) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関する事。 (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）による特定建築物の認定等に関する事。 (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）による建築物の認定等に関する事。 (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）による建築物の認定等に関する事。 (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）による低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事。 (9) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）による対象建設工事の分別解体等の届出、勧告、立入検査等に関する事。 (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）による建築物エネルギー消費性能に係る判定、届出及び認定に関する事。 (11) 中高層建築物等の建築紛争の予防に関する事。 (12) 長崎県福祉のまちづくり条例（平成 9 年長崎県条例第 9 号）による特定生活関連施設に係る指導、立入検査、勧告等に関する事。 (13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律による民間建築物の耐震化事業に関する事。 (14) 特殊建築物、建築設備及び昇降機等に係る定期報告に関する事。 (15) 違反建築物の措置に関する事。 (16) 空き家等の適正管理に関する事。 (17) 指定道路に関する事。 (18) 開発登録簿及び建築計画概要書等の閲覧に関する事。 (19) 災害危険区域の指定に関する事。

課 名	分 掌 事 務
建築指導課 (つづき)	(20) 宅地の防災指導に関する事。 (21) がけ地近接等危険住宅の移転事業に関する事。 (22) 宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金に関する事。 (23) 建築統計資料に関する事。 (24) 建築審査会及び開発審査会に関する事。

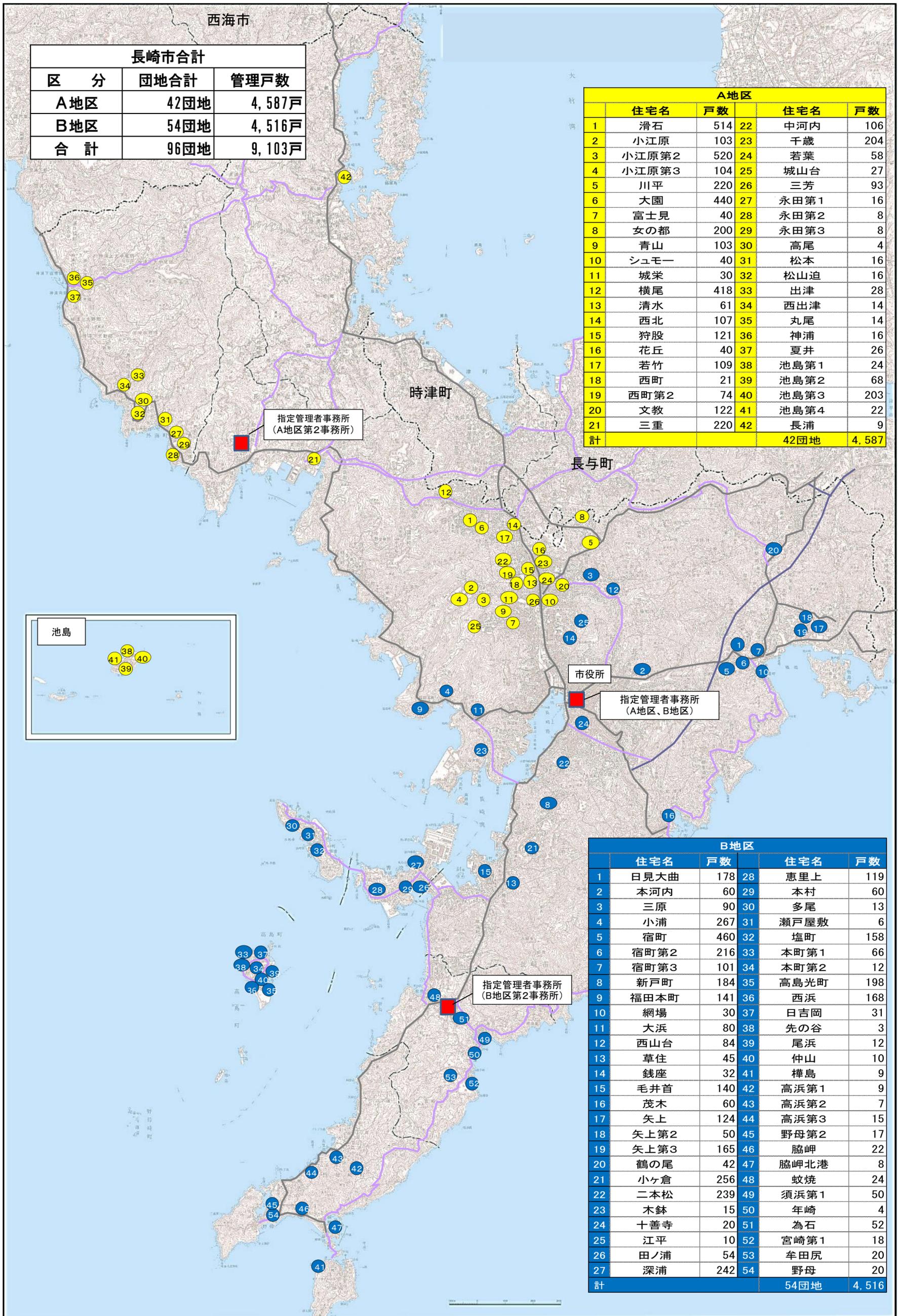
3 所管事務の現況等

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等										
建築総務課	<p>1 市営住宅の管理に関すること</p> <p>(1) 市営住宅（公営住宅）の概要</p> <p>国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するもの。</p> <p>入居に際しては、原則として、住宅に困窮していること、同居の親族がいること、収入の基準を満たすこと並びに市町村税及び公的賃貸住宅の家賃に滞納がないことなど、入居基準を満たした者が、年6回の公募に応募し、公開の抽選により入居者を決定している。</p> <p>(2) 市営住宅の管理戸数</p> <p>96団地、9,103戸（令和5年4月1日現在）</p> <p>(3) 市営住宅の管理の状況</p> <table border="1" data-bbox="510 1034 1944 1359"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 1034 716 1104">地区</th> <th data-bbox="716 1034 1547 1104">指定管理者</th> <th data-bbox="1547 1034 1944 1104">管理戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 1104 716 1233">A地区</td> <td data-bbox="716 1104 1547 1233">公営住宅管理共同企業体 （構成団体） (株)エルベック・(株)西日本ビルサービス</td> <td data-bbox="1547 1104 1944 1233">42団地 4,587戸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1233 716 1359">B地区</td> <td data-bbox="716 1233 1547 1359">(株)トラスティ建物管理・(株)三山不動産共同企業体</td> <td data-bbox="1547 1233 1944 1359">54団地 4,516戸</td> </tr> </tbody> </table>		地区	指定管理者	管理戸数	A地区	公営住宅管理共同企業体 （構成団体） (株)エルベック・(株)西日本ビルサービス	42団地 4,587戸	B地区	(株)トラスティ建物管理・(株)三山不動産共同企業体	54団地 4,516戸
地区	指定管理者	管理戸数									
A地区	公営住宅管理共同企業体 （構成団体） (株)エルベック・(株)西日本ビルサービス	42団地 4,587戸									
B地区	(株)トラスティ建物管理・(株)三山不動産共同企業体	54団地 4,516戸									

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等						
建築総務課 (つづき)	(4) 募集状況 (年6回偶数月に募集)						
	空家募集						
	年度	戸数 (戸)		応募 (世帯)		倍率 (倍)	
	令和3年度	195		690		3.5	
	令和4年度	160		960		6.0	
	(5) 優先入居募集種別に係る募集状況等						
	募集種別	令和3年度			令和4年度		
		戸数 (戸)	応募 (世帯)	倍率 (倍)	戸数 (戸)	応募 (世帯)	倍率 (倍)
	老人心身障	13	47	3.6	7	18	2.6
	母子父子	10	2	0.2	7	9	1.3
多子	7	8	1.1	4	3	0.8	
新婚	8	7	0.9	2	1	0.5	
子育て	35	50	1.4	38	42	1.1	
車椅子	1	1	1.0	1	4	4.0	
合 計	74	115	1.6	59	77	1.3	

2 市営住宅位置図

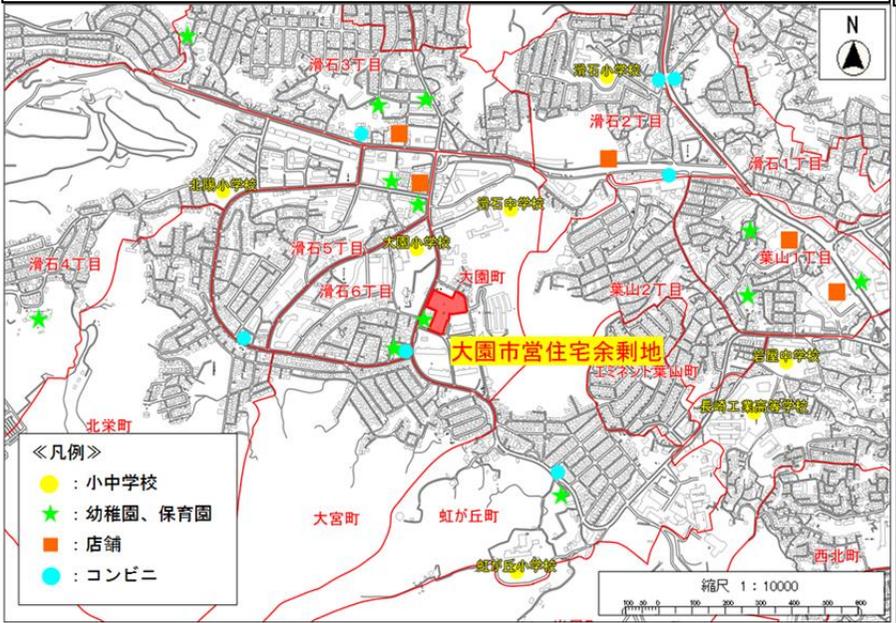
令和5年4月1日現在



課 名	所 管 事 務 の 現 況 等			
住宅政策室	1 市営住宅の建替え 老朽化した市営住宅を建て替えることにより居住水準の向上を図り、住宅に困窮する市民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。			
	団地名	規模	期 間	令和4年度の事業概要
	野母団地	1 棟 20 戸	令和2年度～ 令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築主体工事 ・ 新築管工事 ・ 新築電気工事 ほか
	日見大曲・宿町団地	29 棟 578 戸	令和4年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザリー委託
	三原団地	3 棟 90 戸	令和4年度～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地測量業務委託 ・ 基本・実施設計業務委託
	新戸町団地	8 棟 194 戸	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地測量業務委託 ・ 土質調査業務委託
日見大曲・宿町団地 建替え概要				
既存住宅の概要				約 5 割 縮 減  建設戸数 約 290 戸
住宅名	建設年度	構造・階数	戸数	
日見大曲アパート (1～3号棟)	昭和50年度	鉄筋コンクリート造 5階建て	70戸	
日見大曲住宅	昭和38年度 、 昭和39年度	鉄筋コンクリート造 4階建て	48戸	
宿町アパート	昭和47年度 、 昭和54年度	鉄筋コンクリート造 3～5階建て	460戸	
合 計			578戸	

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等																																																							
住宅政策室 (つづき)	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">日見大曲・宿町建替え案 (モデルプラン)</div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>当該案は、PFI可能性調査時に、公共交通や買い物等の利便性の良い宿町第2団地側に集約し、仮入居なく新築住宅へ入居することを条件としたモデルプランであり、2期、3期については、確定したものではありません。</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>第1期事業【DB方式】全体スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th style="width: 5%;">R4</th> <th style="width: 5%;">R5</th> <th style="width: 5%;">R6</th> <th style="width: 5%;">R7</th> <th style="width: 5%;">R8</th> <th style="width: 5%;">R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1期</td> <td colspan="6" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>アドバイザー委託※</p> <p>境界確定 測量委託</p> <p>宿町第2アパート 1・2号棟解体</p> <p>事業者選定 審査会</p> </div> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">■</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">● 事業契約締結</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">▶</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">▶</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>◻ : 令和5年度実施事業</p> </div> <div> <p>※特定事業者の公募を令和5年12月実施予定</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> </div>							年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	1期	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>アドバイザー委託※</p> <p>境界確定 測量委託</p> <p>宿町第2アパート 1・2号棟解体</p> <p>事業者選定 審査会</p> </div>								■	● 事業契約締結						■							■								▶										▶
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9																																																		
1期	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>アドバイザー委託※</p> <p>境界確定 測量委託</p> <p>宿町第2アパート 1・2号棟解体</p> <p>事業者選定 審査会</p> </div>																																																							
		■	● 事業契約締結																																																					
		■																																																						
		■																																																						
			▶																																																					
						▶																																																		

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等		
住宅政策室 (つづき)	2 市営住宅の改善 市営住宅の居住水準の維持及び向上を図るため、計画的な維持修繕を行う。		
	令和4年度実施内容	団 地 名	
	・ 外壁改修工事	中河内団地 1号棟ほか 6棟 鶴の尾団地 2号棟ほか 1棟 神浦団地 63号棟 塩町 6号棟	矢上第3団地 6号棟 深浦団地 K4棟 高浜第3団地 2号棟 (R3・4年度債務) 脇岬団地 2号棟ほか 1棟 (R3・4年度債務)
	・ 屋上防水改修工事	鶴の尾団地 2号棟ほか 1棟 神浦団地 63号棟 矢上第3団地 6号棟	深浦団地 K4号棟 高浜第3団地 2号棟 (R3・4年度債務)
	・ 住戸改善工事	横尾団地 10号棟ほか 5棟 文教団地 1号棟ほか 1棟 小ヶ倉団地 3号棟 三重団地 10号棟 鶴の尾団地 3号棟 (R3年度繰越)	宿町第2団地 5号棟ほか 8棟 (R3年度繰越) 若竹団地 1号棟 (R3年度繰越) 文教団地 3号棟 (R3年度繰越) 横尾団地 10号棟ほか 5棟 (R3年度繰越) 西北団地 4号棟ほか 2棟 (R3年度繰越) 小ヶ倉団地 5号棟 (R3年度繰越)
	・ エレベーター改修工事	小ヶ倉団地 5号棟ほか 1棟	
	・ 浴室改修工事	福田本町 1号棟ほか 2棟	
	・ 排水管改修工事	花丘団地 1号棟ほか 1棟 小浦団地 C棟	
	・ 手摺改修工事	西町第2団地 1号棟ほか 2棟	

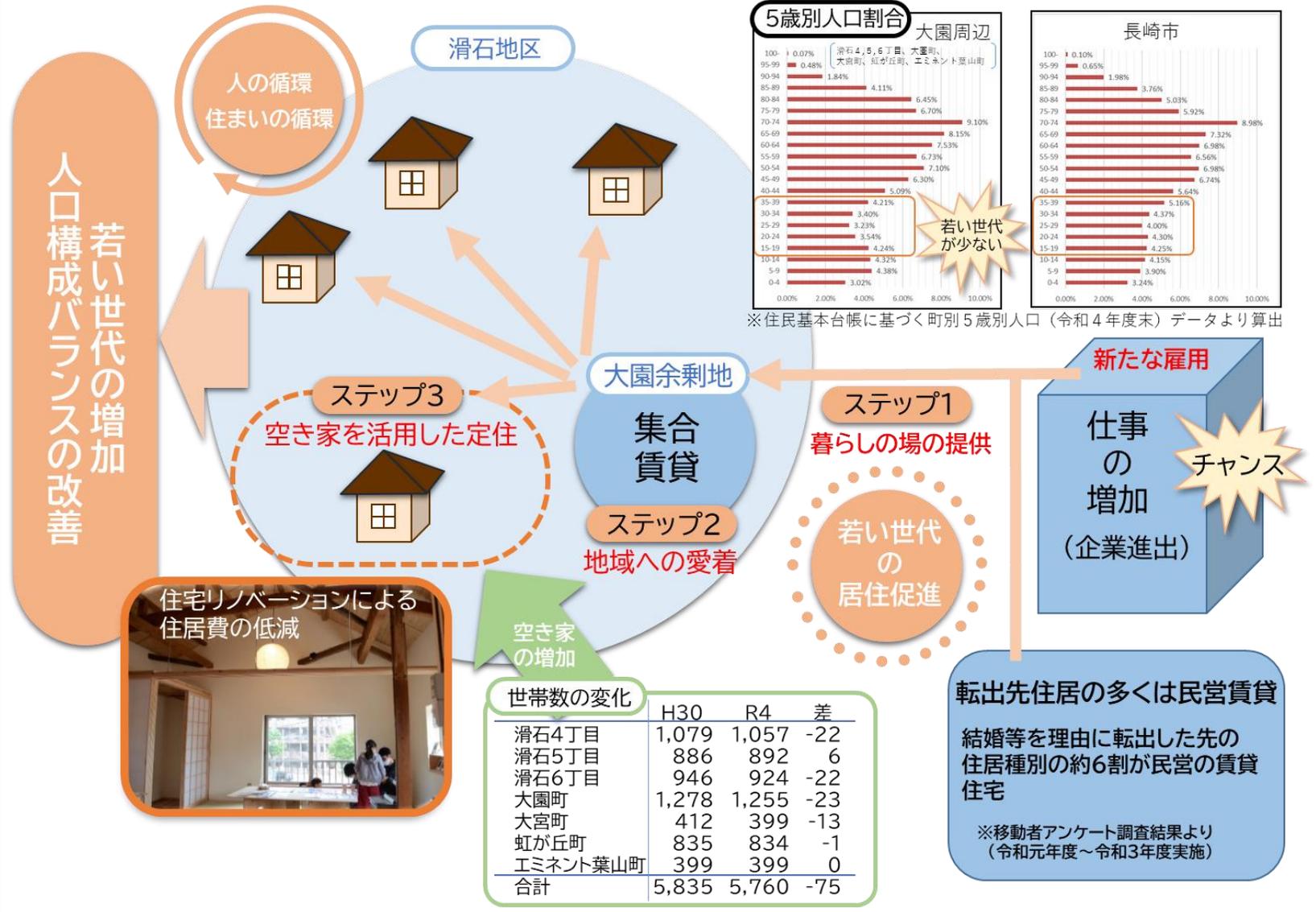
課名	所管事務の現況等
住宅政策室 (つづき)	<p data-bbox="414 263 918 343">3 市営住宅に係る余剰地について 大園市営住宅余剰地周辺地図</p> <div data-bbox="414 359 1310 1045"> <p data-bbox="728 375 985 406">大園町周辺地図</p>  </div> <div data-bbox="1310 359 2016 1444"> <p data-bbox="1433 375 1870 406">大園市営住宅余剰地位置図</p>  </div> <div data-bbox="414 1045 1310 1444"> <p data-bbox="604 1061 1108 1093">大園市営住宅余剰地 状況写真</p> <div data-bbox="414 1109 862 1444"> <p data-bbox="425 1117 526 1149">写真①</p>  </div> <div data-bbox="862 1109 1310 1444"> <p data-bbox="873 1117 974 1149">写真②</p>  </div> </div>

課名

所管事務の現況等

住宅政策室
(つづき)

大園市営住宅余剰地を活用した地域活性化のイメージ(案)



※住民基本台帳に基づく町別5歳別人口(令和4年度末)データより算出

世帯数の変化

	H30	R4	差
滑石4丁目	1,079	1,057	-22
滑石5丁目	886	892	6
滑石6丁目	946	924	-22
大園町	1,278	1,255	-23
大宮町	412	399	-13
虹が丘町	835	834	-1
エミメント葉山町	399	399	0
合計	5,835	5,760	-75



転出先住居の多くは民営賃貸
結婚等を理由に転出した先の住居種別の約6割が民営の賃貸住宅
※移動者アンケート調査結果より(令和元年度～令和3年度実施)

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等																				
住宅政策室 (つづき)	<p>4 ながさき住みよ家リフォーム補助金 住宅の居住環境改善や市内の若手技術者の育成と技術の継承のため、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成する。 令和5年度は申し込み受付を3期に分けて実施。 (1期：4月4日～(6月2日で終了) 2期：7月3日～ 3期：10月2日～)</p> <table border="1" data-bbox="488 539 1921 705"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>予算額 (千円) ※1</th> <th>交付件数 (件) ※2</th> <th>補助交付額 (千円)</th> <th>工事費総額 (千円) ※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>64,500</td> <td>843</td> <td>62,758</td> <td>1,042,308</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 予算額は補助金のみで事務費を除く ※2 交付件数 843 件中 210 件は性能向上と併用 ※3 工事費総額 1,042,308 千円中 231,647 千円は性能向上と併用</p> <p>5 住宅性能向上リフォーム補助金 バリアフリー化や省エネ化など住宅の性能向上を図るため、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成する。 令和5年度から、省エネ化工事の上限額を増額(10万円⇒20万円)するとともに、バリアフリー化工事を含め対象工事の範囲を拡大した。</p> <table border="1" data-bbox="488 1141 1921 1319"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>予算額 (千円) ※1</th> <th>交付件数 (件) ※2</th> <th>補助交付額 (千円)</th> <th>工事費総額 (千円) ※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>60,500</td> <td>632</td> <td>51,909</td> <td>639,021</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 予算額は補助金のみで事務費を除く ※2 交付件数 632 件中 210 件は住みよ家と併用 ※3 工事費総額 639,021 千円中 231,647 千円は住みよ家と併用</p>	年 度	予算額 (千円) ※1	交付件数 (件) ※2	補助交付額 (千円)	工事費総額 (千円) ※3	令和4年度	64,500	843	62,758	1,042,308	年 度	予算額 (千円) ※1	交付件数 (件) ※2	補助交付額 (千円)	工事費総額 (千円) ※3	令和4年度	60,500	632	51,909	639,021
年 度	予算額 (千円) ※1	交付件数 (件) ※2	補助交付額 (千円)	工事費総額 (千円) ※3																	
令和4年度	64,500	843	62,758	1,042,308																	
年 度	予算額 (千円) ※1	交付件数 (件) ※2	補助交付額 (千円)	工事費総額 (千円) ※3																	
令和4年度	60,500	632	51,909	639,021																	

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等																											
住宅政策室 (つづき)	<p data-bbox="412 261 949 293">6 子育て住まいづくり支援費補助金</p> <p data-bbox="443 309 2020 389">安心して子どもを生き育てることができる住環境を整備するため、多子世帯又は新たに3世代で同居・近居するために住宅を改修又は取得する費用の一部を助成する。</p> <table border="1" data-bbox="488 395 1921 577"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 395 779 501">年 度</th> <th data-bbox="779 395 1061 501">予算額 (千円) ※</th> <th data-bbox="1061 395 1352 501">交付件数 (件)</th> <th data-bbox="1352 395 1635 501">補助交付額 (千円)</th> <th data-bbox="1635 395 1921 501">工事費総額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 501 779 577">令和4年度</td> <td data-bbox="779 501 1061 577">12,000</td> <td data-bbox="1061 501 1352 577">18</td> <td data-bbox="1352 501 1635 577">6,975</td> <td data-bbox="1635 501 1921 577">156,542</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="533 587 1088 619">※ 予算額は補助金のみで事務費を除く</p> <p data-bbox="412 686 855 718">7 定住促進空き家活用補助金</p> <p data-bbox="430 734 2024 813">本市への定住促進を図るため、空き家・空き地情報バンクに登録された戸建て空き家に市外から住み替えるためのリフォーム工事や空き家に残る家財の処分に要する費用の一部を助成する。</p> <table border="1" data-bbox="488 820 1921 1088"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 820 779 916">年 度</th> <th data-bbox="779 820 1061 916">事業内容</th> <th data-bbox="1061 820 1352 916">予算額 (千円) ※</th> <th data-bbox="1352 820 1635 916">交付件数 (件)</th> <th data-bbox="1635 820 1921 916">補助交付額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 916 779 1088" rowspan="2">令和4年度</td> <td data-bbox="779 916 1061 1002">移住支援空き家リ フォーム</td> <td data-bbox="1061 916 1352 1002">3,000</td> <td data-bbox="1352 916 1635 1002">6</td> <td data-bbox="1635 916 1921 1002">2,901</td> </tr> <tr> <td data-bbox="779 1002 1061 1088">空き家家財処分費 補助</td> <td data-bbox="1061 1002 1352 1088">200</td> <td data-bbox="1352 1002 1635 1088">1</td> <td data-bbox="1635 1002 1921 1088">37</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="533 1098 1106 1129">※ 予算額は補助金のみで事務費を除く</p>				年 度	予算額 (千円) ※	交付件数 (件)	補助交付額 (千円)	工事費総額 (千円)	令和4年度	12,000	18	6,975	156,542	年 度	事業内容	予算額 (千円) ※	交付件数 (件)	補助交付額 (千円)	令和4年度	移住支援空き家リ フォーム	3,000	6	2,901	空き家家財処分費 補助	200	1	37
年 度	予算額 (千円) ※	交付件数 (件)	補助交付額 (千円)	工事費総額 (千円)																								
令和4年度	12,000	18	6,975	156,542																								
年 度	事業内容	予算額 (千円) ※	交付件数 (件)	補助交付額 (千円)																								
令和4年度	移住支援空き家リ フォーム	3,000	6	2,901																								
	空き家家財処分費 補助	200	1	37																								

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等
住宅政策室 (つづき)	<p>8 住みよかプロジェクト 若者や子育て世帯の市外への流出の抑制と市内への転入を促進し、若い世代が自分のライフスタイルに合わせた住まいを選択できるなど、住宅供給の観点から、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」をめざした取り組みを行う。</p> <p>主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市営住宅政策空家の短期的利活用実験（市営宿町団地） (2) 住みよかプロジェクト協力認定（協力認定実績：16件） (3) 子育て世帯向け住戸改善による市営住宅の提供 (4) 新規就労者・移住者用の市営住宅（政策空家）の提供 (5) 市営住宅を活用した地域の担い手の定住（市営野母団地） <p>9 マンション管理の適正化 マンションの管理の適正化を推進するための各種措置を講じ、マンションにおける良好な居住環境の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 分譲マンションの実態把握 (2) 著しく不適正な管理運営であることを把握した場合における助言、指導及び勧告 (3) マンション管理適正化推進計画の作成 (4) マンション管理計画の認定 など <p>《スケジュール》</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月 マンション管理適正化推進計画の作成 令和5年9月 マンション管理適正化推進計画の適用開始 マンション管理計画認定制度の施行（予定） <p>※令和5年6月市議会で長崎市手数料条例の一部を改正する条例を付議</p>

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等
住宅政策室 (つづき)	<p>10 サービス付き高齢者向け住宅の登録等 高齡者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齡者向けの賃貸住宅等の登録等を行い、高齡者の居住の安定の確保を図る。 ※令和5年4月1日時点の登録状況 26件 999戸 (うち3件(155戸)については、令和5年度中に共用開始予定)</p> <p>11 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録等 既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、住宅確保要配慮者(高齡者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など)が入居しやすい賃貸住宅の供給を促進し、居住の安定の確保を図る。 ※令和5年4月1日時点の登録状況 121件 977戸</p>
建 築 課	<p>工事量(令和4年度発注分) 118件 5,078,367千円</p>
設 備 課	<p>工事量(令和4年度発注分) 74件 1,684,693千円</p>

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等																																														
建築指導課	<p data-bbox="432 228 936 260">1 建築基準法等に基づく関係業務</p> <p data-bbox="454 288 757 320">(1) 建築確認・検査等</p> <p data-bbox="504 352 2042 627">建築確認とは、建築主が、建築物を建築するときに、建築基準法とその関係規定に適合した建築計画となっているかどうかを確認（審査）する業務である。法適合が確認された場合に交付される確認済証の交付後でなければ、工事に着手することができない。また、工事完了後に、建築基準法とその関係規定に適合した建築物となっているかの検査を受け、法適合が確認された場合に交付される検査済証の交付後でなければ、建築物の使用はできない。なお、指定確認検査機関とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した民間の建築確認・検査を行う機関のことである。</p> <p data-bbox="488 655 840 687">ア 確認済証の交付件数</p> <table border="1" data-bbox="524 695 1411 1042"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="3">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>長崎市</th> <th>指定確認 検査機関</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民 間 の</td> <td>100</td> <td>845</td> <td>945</td> </tr> <tr> <td>建築物・工作物等</td> <td>11.0%</td> <td>89.0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>国・県・市等の</td> <td>48</td> <td>—</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>建築物・工作物等</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="488 1054 904 1086">イ 完了検査済証の交付件数</p> <table border="1" data-bbox="524 1094 1411 1437"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="3">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>長崎市</th> <th>指定確認 検査機関</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民 間 の</td> <td>79</td> <td>791</td> <td>870</td> </tr> <tr> <td>建築物・工作物等</td> <td>9.0%</td> <td>91.0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>国・県・市等の</td> <td>51</td> <td>—</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>建築物・工作物等</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	令和4年度			長崎市	指定確認 検査機関	合 計	民 間 の	100	845	945	建築物・工作物等	11.0%	89.0%	100%	国・県・市等の	48	—	48	建築物・工作物等	100%	—	100%	種 別	令和4年度			長崎市	指定確認 検査機関	合 計	民 間 の	79	791	870	建築物・工作物等	9.0%	91.0%	100%	国・県・市等の	51	—	51	建築物・工作物等	100%	—	100%
種 別	令和4年度																																														
	長崎市	指定確認 検査機関	合 計																																												
民 間 の	100	845	945																																												
建築物・工作物等	11.0%	89.0%	100%																																												
国・県・市等の	48	—	48																																												
建築物・工作物等	100%	—	100%																																												
種 別	令和4年度																																														
	長崎市	指定確認 検査機関	合 計																																												
民 間 の	79	791	870																																												
建築物・工作物等	9.0%	91.0%	100%																																												
国・県・市等の	51	—	51																																												
建築物・工作物等	100%	—	100%																																												

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等																																				
建築指導課 (つづき)	<p>(2) 許可・認定等</p> <p>許可・認定・承認とは、建築基準法令並びにこれに基づく条例等の規定で、規制されている建築行為や認定・承認が必要な建築行為を行う場合に必要となる手続きである。</p> <p>道路位置指定とは、建築基準法令並びにこれに基づく条例等の規定に適合するように新たに築造した私道は、築造後に特定行政庁から位置の指定を受けることで建築基準法上の道路として取り扱うことができる。</p> <p>建築審査会とは、建築行政の公正な執行を期するため、建築基準法等に規定する同意、審査請求に対する裁決等を行うために設置された市の附属機関である。</p> <p>ア 許可・認定・承認件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="524 659 1845 858"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許 可</td> <td>(接道、日影規制の許可等)</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>認 定・承 認</td> <td>(一団地認定、長崎県建築基準条例に基づく承認等)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>仮使用認定</td> <td>(仮設建築物の認定等)</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 道路位置指定件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="524 954 1205 1153"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>変 更</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>廃 止</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 建築審査会の運営 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="524 1249 1205 1449"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 催 回 数</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>付 議 件 数</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>審 査 請 求 件 数</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		令和4年度	許 可	(接道、日影規制の許可等)	50	認 定・承 認	(一団地認定、長崎県建築基準条例に基づく承認等)	15	仮使用認定	(仮設建築物の認定等)	12	区 分		令和4年度	指 定		4	変 更		0	廃 止		0	区 分		令和4年度	開 催 回 数		2	付 議 件 数		3	審 査 請 求 件 数		0
区 分		令和4年度																																			
許 可	(接道、日影規制の許可等)	50																																			
認 定・承 認	(一団地認定、長崎県建築基準条例に基づく承認等)	15																																			
仮使用認定	(仮設建築物の認定等)	12																																			
区 分		令和4年度																																			
指 定		4																																			
変 更		0																																			
廃 止		0																																			
区 分		令和4年度																																			
開 催 回 数		2																																			
付 議 件 数		3																																			
審 査 請 求 件 数		0																																			

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等																
建築指導課 (つづき)	<p data-bbox="454 236 1014 268">(3) 違反建築物・老朽危険建築物の指導</p> <p data-bbox="488 296 2040 424">建築基準法令並びにこれに基づく条例等の規定に違反する建築物、工作物及び建築物の敷地（以下「違反建築物」という）について、違反是正のための措置、保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言などを行う。</p> <p data-bbox="488 507 1200 539">ア 違反建築物の措置件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="524 544 1205 692"> <thead> <tr> <th data-bbox="524 544 831 592">区 分</th> <th data-bbox="831 544 1205 592">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="524 592 831 639">指 導</td> <td data-bbox="831 592 1205 639">86</td> </tr> <tr> <td data-bbox="524 639 831 692">是 正</td> <td data-bbox="831 639 1205 692">13</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="488 754 1200 786">イ 建築物の苦情・相談件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="524 791 1205 895"> <thead> <tr> <th data-bbox="524 791 831 839">区 分</th> <th data-bbox="831 791 1205 839">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="524 839 831 895">苦 情 ・ 相 談</td> <td data-bbox="831 839 1205 895">75</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="488 954 1200 986">ウ 老朽危険建築物の調査・指導件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="524 991 1205 1150"> <thead> <tr> <th data-bbox="524 991 831 1038">区 分</th> <th data-bbox="831 991 1205 1038">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="524 1038 831 1086">調 査 ・ 指 導</td> <td data-bbox="831 1038 1205 1086">164</td> </tr> <tr> <td data-bbox="524 1086 831 1150">除 却 ・ 改 修 済</td> <td data-bbox="831 1086 1205 1150">62</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4年度	指 導	86	是 正	13	区 分	令和4年度	苦 情 ・ 相 談	75	区 分	令和4年度	調 査 ・ 指 導	164	除 却 ・ 改 修 済	62
区 分	令和4年度																
指 導	86																
是 正	13																
区 分	令和4年度																
苦 情 ・ 相 談	75																
区 分	令和4年度																
調 査 ・ 指 導	164																
除 却 ・ 改 修 済	62																

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等																														
建築指導課 (つづき)	<p>(4) 建築関連の条例等に基づく処理件数</p> <p>各種建築関連の条例等により建築行政を推進する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="501 384 1960 831"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例（届出）</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>長崎県福祉のまちづくり条例（届出・報告）</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（認定）</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>都市の低炭素化の促進に関する法律（認定）</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（届出）</td> <td>967</td> </tr> <tr> <td>建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法 2025年4月よりすべての新築住宅・非住宅に適合が義務付け）（届出・認定）</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 特定建築物の定期報告</p> <p>定期報告とは、建築基準法により、不特定多数の者が利用し、安全性を確保する必要がある一定規模以上の建築物を対象に、所有者又は管理者が、その建築物を定期的に調査・検査し、その結果を定期的に特定行政庁に報告するもの。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="501 1137 1713 1370"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>物件数</th> <th>報告件数</th> <th>提出率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建築物（3年毎）</td> <td>554</td> <td>413</td> <td>(74.5%)</td> </tr> <tr> <td>建築設備（毎年）</td> <td>564</td> <td>428</td> <td>(75.9%)</td> </tr> <tr> <td>防火設備（毎年）</td> <td>464</td> <td>321</td> <td>(69.2%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4年度	中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例（届出）	73	長崎県福祉のまちづくり条例（届出・報告）	43	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（認定）	228	都市の低炭素化の促進に関する法律（認定）	17	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（届出）	967	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法 2025年4月よりすべての新築住宅・非住宅に適合が義務付け）（届出・認定）	74	区 分	物件数	報告件数	提出率	特定建築物（3年毎）	554	413	(74.5%)	建築設備（毎年）	564	428	(75.9%)	防火設備（毎年）	464	321	(69.2%)
区 分	令和4年度																														
中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例（届出）	73																														
長崎県福祉のまちづくり条例（届出・報告）	43																														
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（認定）	228																														
都市の低炭素化の促進に関する法律（認定）	17																														
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（届出）	967																														
建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法 2025年4月よりすべての新築住宅・非住宅に適合が義務付け）（届出・認定）	74																														
区 分	物件数	報告件数	提出率																												
特定建築物（3年毎）	554	413	(74.5%)																												
建築設備（毎年）	564	428	(75.9%)																												
防火設備（毎年）	464	321	(69.2%)																												

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等														
建築指導課 (つづき)	<p data-bbox="427 220 1160 256">2 都市計画法に基づく開発行為の許可及び証明等</p> <p data-bbox="450 280 1160 317">(1) 都市計画法に基づく開発行為の許可及び証明</p> <p data-bbox="501 355 2042 437">開発許可制度とは、良好な宅地水準の確保と市街化調整区域における開発行為などを抑制し、秩序ある市街地の形成を実現することを目的とし、開発行為を行う場合は、あらかじめ市長の許可を要する制度である。</p> <p data-bbox="1249 475 1413 512">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="521 515 1417 663"> <thead> <tr> <th data-bbox="521 515 965 563">区 分</th> <th data-bbox="965 515 1417 563">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="521 563 965 611">許 可 件 数</td> <td data-bbox="965 563 1417 611">7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 611 965 663">証 明 件 数</td> <td data-bbox="965 611 1417 663">59</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="450 722 763 759">(2) 開発審査会の運営</p> <p data-bbox="501 794 2042 876">開発審査会とは、市街化調整区域における開発行為等の許可に係る議決、審査請求に対する裁決について、公正な判断を行うために設置された市の附属機関である。</p> <p data-bbox="1249 914 1413 951">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="521 954 1417 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="521 954 965 1002">区 分</th> <th data-bbox="965 954 1417 1002">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="521 1002 965 1050">開 催 回 数</td> <td data-bbox="965 1002 1417 1050">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 1050 965 1098">付 議 件 数</td> <td data-bbox="965 1050 1417 1098">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 1098 965 1153">審 査 請 求 件 数</td> <td data-bbox="965 1098 1417 1153">0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4年度	許 可 件 数	7	証 明 件 数	59	区 分	令和4年度	開 催 回 数	0	付 議 件 数	0	審 査 請 求 件 数	0
区 分	令和4年度														
許 可 件 数	7														
証 明 件 数	59														
区 分	令和4年度														
開 催 回 数	0														
付 議 件 数	0														
審 査 請 求 件 数	0														

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等														
建築指導課 (つづき)	<p data-bbox="427 220 1064 256">3 宅地造成等規制法に基づく許可及び証明</p> <p data-bbox="504 293 2042 376">宅地造成に伴い災害が生じるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域に指定、当該区域において宅地造成を行う場合は、あらかじめ市長の許可を要する制度である。</p> <p data-bbox="1252 413 1411 450">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="528 451 1415 601"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 451 965 501">区 分</th> <th data-bbox="965 451 1415 501">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 501 965 550">許 可 件 数</td> <td data-bbox="965 501 1415 550">11</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 550 965 601">証 明 件 数</td> <td data-bbox="965 550 1415 601">233</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="517 633 2047 764">※令和3年7月に静岡県熱海市で土石流災害が発生したこと等を踏まえ、国は令和4年5月に宅地造成等規制法を改正、法改正に伴い、令和7年5月に現行の宅地造成工事規制区域は効力を失うことから、新たな規制区域の指定を行う。</p> <p data-bbox="427 831 745 868">4 耐震等の支援事業</p> <p data-bbox="452 890 936 927">(1) 安全・安心住まいづくり支援費</p> <p data-bbox="486 940 2042 1023">地震災害に対する被害軽減のため、木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する。</p> <p data-bbox="1234 1035 1393 1072">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="528 1074 1411 1275"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1074 958 1123">区 分</th> <th data-bbox="958 1074 1411 1123">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1123 958 1173">耐 震 診 断 費</td> <td data-bbox="958 1123 1411 1173">22</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1173 958 1222">耐 震 改 修 工 事 費</td> <td data-bbox="958 1173 1411 1222">10 (内 建替 0)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1222 958 1275">除 却 工 事 費</td> <td data-bbox="958 1222 1411 1275">4</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4年度	許 可 件 数	11	証 明 件 数	233	区 分	令和4年度	耐 震 診 断 費	22	耐 震 改 修 工 事 費	10 (内 建替 0)	除 却 工 事 費	4
区 分	令和4年度														
許 可 件 数	11														
証 明 件 数	233														
区 分	令和4年度														
耐 震 診 断 費	22														
耐 震 改 修 工 事 費	10 (内 建替 0)														
除 却 工 事 費	4														

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等																		
建築指導課 (つづき)	<p>(2) 民間建築物耐震化推進事業費補助金</p> <p>地震災害に対する被害軽減のため、特定の条件に該当する特定既存耐震不適格建築物に対し、耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="528 416 1415 671"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐 震 診 断 費</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>耐 震 改 修 設 計 費</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>耐 震 改 修 工 事 費</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) アスベスト対策費補助金</p> <p>アスベスト飛散に対する安全対策を促進するため、多数の者が使用する民間建築物のアスベスト分析調査及び除去等工事（除却工事に伴うアスベスト除去を含む）に要する費用の一部を助成する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="521 920 1202 1070"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分 析 調 査 費</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>除 去 等 工 事 費</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 特定空家等除却費補助金</p> <p>老朽化し、危険である、若しくは危険となる恐れがある空き家住宅の除却に要する費用の一部を助成する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="521 1278 1202 1378"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除 却 工 事 費</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4年度	耐 震 診 断 費	0	耐 震 改 修 設 計 費	0	耐 震 改 修 工 事 費	0	区 分	令和4年度	分 析 調 査 費	3	除 去 等 工 事 費	0	区 分	令和4年度	除 却 工 事 費	25
区 分	令和4年度																		
耐 震 診 断 費	0																		
耐 震 改 修 設 計 費	0																		
耐 震 改 修 工 事 費	0																		
区 分	令和4年度																		
分 析 調 査 費	3																		
除 去 等 工 事 費	0																		
区 分	令和4年度																		
除 却 工 事 費	25																		

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等																
建築指導課 (つづき)	<p>(5) 老朽危険空き家対策事業</p> <p>老朽化し、危険である空き家のうち、土地・建物ともに市に寄附できる等の条件を満たしたものを、市が空き家を除却し、自治会の管理を前提に、跡地をポケットパーク等に整備する。</p> <p>(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="524 416 1205 517"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除却及び整備</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 宅地のがけ災害対策費補助金</p> <p>個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事に要する費用の一部を助成する。</p> <p>(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="524 772 1373 979"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊したがけの復旧工事</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>崩壊のおそれがあるがけの防災工事</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) ブロック塀等除却費補助金</p> <p>個人が所有するブロック塀のうち、小学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等やはね出しスラブの除却に要する費用の一部を助成する。</p> <p>(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="524 1235 1205 1335"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除却工事費</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4年度	除却及び整備	0	区 分	令和4年度	崩壊したがけの復旧工事	13	崩壊のおそれがあるがけの防災工事	12	計	25	区 分	令和4年度	除却工事費	3
区 分	令和4年度																
除却及び整備	0																
区 分	令和4年度																
崩壊したがけの復旧工事	13																
崩壊のおそれがあるがけの防災工事	12																
計	25																
区 分	令和4年度																
除却工事費	3																

課 名	所 管 事 務 の 現 況 等												
建築指導課 (つづき)	<p data-bbox="427 220 969 256">5 空き家・空き地情報バンクの登録</p> <p data-bbox="488 284 2040 368">長崎市に存在する空き家・空き地に関する情報を登録し、本市への移住定住を目的として空き家等の利用を希望する者に対し情報を提供する。</p> <p data-bbox="1429 379 1585 416">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="517 419 1606 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 419 786 467">区 分</th> <th data-bbox="786 419 956 467">累計</th> <th data-bbox="956 419 1285 467">令和4年度登録数</th> <th data-bbox="1285 419 1606 467">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 467 786 616">物 件 登 録</td> <td data-bbox="786 467 956 616">119</td> <td data-bbox="956 467 1285 616">20</td> <td data-bbox="1285 467 1606 616"> 土地建物 14 建物のみ — 土地のみ 6 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 616 786 730">利 用 者 登 録</td> <td data-bbox="786 616 956 730">377</td> <td data-bbox="956 616 1285 730">54</td> <td data-bbox="1285 616 1606 730">—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	累計	令和4年度登録数	内訳	物 件 登 録	119	20	土地建物 14 建物のみ — 土地のみ 6	利 用 者 登 録	377	54	—
区 分	累計	令和4年度登録数	内訳										
物 件 登 録	119	20	土地建物 14 建物のみ — 土地のみ 6										
利 用 者 登 録	377	54	—										

■住宅政策室所管補助金一覧

事業名	目的	補助内容
(1) ながさき住みよ家リフォーム補助金	住宅の居住環境の改善及び市内の若手技能者の育成と技術継承	住宅リフォーム工事 屋根、外壁改修、内装工事 等 ※補助対象経費×1/10 上限額 100 千円
(2) 住宅性能向上リフォーム補助金	屋根・外壁の塗装工事(遮熱等)、断熱改修工事等による省エネ化及び浴室・便所等のバリアフリー化	●省エネ化 屋根・外壁の塗装(遮熱等)工事、屋根瓦の葺き替え(遮熱等)工事 等 ※補助対象経費×1/5 上限額 200 千円 ●バリアフリー化 浴室及び便所の改修工事、手摺設置工事、床改修工事 等 ※補助対象経費×1/5 上限額 100 千円
(3) 子育て住まいづくり支援費補助金	安心して子どもを生み育てることができる住環境の整備	多子世帯又は3世代で同居・近居するための中古住宅の取得、改修工事 ※補助対象経費×1/5 上限額 400 千円
(4) 定住促進空き家活用補助金	空き家を有効活用することによる本市への移住促進	●移住支援空き家リフォーム補助金 市外からの移住者等が行う空き家リフォーム工事 ※補助対象経費×1/2 上限額 500 千円
		●空き家家財処分費補助金 空き家に残る家財等の撤去・処分費 ※補助対象経費×1/2 上限額 100 千円

■ 建築指導課所管補助金等一覧

事業名	目的	補助内容
(1) 民間耐震補助金	地震による、旧耐震基準(S56以前)で建築された建物の倒壊等を防止し、被害を軽減するため。	<ul style="list-style-type: none"> ● 木造戸建住宅に係る助成 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断 <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断に要する費用 ※耐震診断費 1件当たり 定額 61.5 千円のうち 51 千円 ・耐震改修設計・工事 <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断「危険」の場合の設計及び改修工事又は建替工事 ※補助対象経費の 4/5 上限額 1,000 千円（建替も同額） ・防火改修工事 <ul style="list-style-type: none"> 地震時等に著しく危険な密集市街地又は斜面市街地内で、耐震改修工事と併せて行う外壁、軒裏、開口部いずれか1以上の防火改修工事 ※補助対象経費の 1/2 上限額 300 千円 ・除却工事 <ul style="list-style-type: none"> 地震時等に著しく危険な密集市街地、又は斜面市街地内で、耐震診断「危険」の場合の除却工事 ※補助対象経費の 23% 上限額 300 千円
(2) 要緊急安全確認大規模建築物補助金		<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震改修促進法に基づき、耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模で、 <ul style="list-style-type: none"> ・不特定かつ多数の者が利用する建築物（病院、百貨店等） ・避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物（小学校、老人ホーム等） ・耐震改修設計 <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断「危険」の建築物の設計費 ※補助対象経費の 5/6
(3) アスベスト対策補助金	既存建築物に施工されている吹付けアスベストの飛散による、市民の健康被害を防止するため。	<ul style="list-style-type: none"> ● 分析調査費に係る助成 <ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用する民間建築物でアスベストを含有する可能性がある吹付け材を使用しているもの ※補助対象経費×100% 上限額 250 千円

事業名	目的	補助内容
(4) 特定空家等除却費補助金	安全で快適な住まいとまちをつくるため、周囲に悪影響を及ぼす恐れのある特定空家等の除却を推進する。	一定の老朽度を満たす特定空家等の除却に要する経費 ※補助対象経費の1/2 上限額 50万円
(5) 老朽危険空き家対策事業	安全で快適な住まいとまちをつくるため、周囲に悪影響を及ぼしている老朽危険空き家の除却を推進する。	市へ土地・建物ともに寄附してもらい、市が老朽危険空き家を除却し、跡地の整備を行う。
(6) ブロック塀等除却費補助金	安全で快適な住まいとまちをつくるため、倒壊の危険性のあるブロック塀の除却を推進する。	通学路に面する危険なブロック塀の除却に要する経費 ※(一般) 補助対象経費の1/2 上限額 120千円 ※(非課税者) 補助対象経費×100% 上限額 200千円 ※(はね出しスラブ上乘せ) 補助対象経費の1/2 上限額 80千円
(7) 宅地のがけ災害対策費補助金	安全で快適な住まいとまちをつくるため、個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促す。	対策工事に要する費用 ※災害対策工事費の1/3 上限額 200万円